

四日市市告示第402号

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第24条の28第1項及び四日市市児童福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第17号、以下「細則」という。）第22条の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、法第24条の37第1項及び細則第24条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年 6月29日

四日市市長 森 智広

- 1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ぴーす
三重県鈴鹿市長太新町3丁目14番26号
- 2 指定等に係る指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地
特定相談支援事業所ゆらら
三重県四日市市西日野町4448番地
- 3 指定等の年月日
平成30年7月1日
- 4 事業の主たる対象者
身体障害者・知的障害者・障害児
- 5 事業所番号
2470200540

（こども未来部 こども発達支援課）